

## 議 事

**座長** それでは、予定の時刻となりましたので、第1回「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」を始めさせていただきます。本会議の座長を務める私のほうで、進行させていただきます。

まず、初めに、開会に当たりまして、法務大臣から御挨拶をお願いします。

**法務大臣** 法務大臣の山下貴司でございます。この「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」第1回会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、学会や経済界、そして、国際分野で優れた業績を重ねられ、御活躍の先生方にお集まりいただきまして、深く感謝申し上げます。

さて、経済社会のグローバル化が急激に加速する中、重要な日本法令を翻訳して国際発信するという事は、国際取引の円滑化に資するとともに、日本で生活する外国人の安全・安心な暮らしを確保する支えとなる、大変重要な取組であります。

法務省が、そのためのインフラとなる日本法令の英訳提供サービスを行うようになりまして、10年を迎えることとなりました。

この間、公開する英訳法令数の増加に努め、現在では、700を超える日本法令の英訳を、専用ホームページで公開しており、各国の方々から利用されているところでございます。

この法令外国語訳サービスは、我が国が様々な国際分野で「司法外交」を展開するに当たっての基盤ともなる重要な取組でもあります。

また、今後、国際化の一層の進展に伴い、日本法令の外国語訳整備の重要性が益々高まることが見込まれ、そのサービスの在り方についても改めて考えるべき時期となっております。

そこで、法務省といたしましては、法令外国語訳の更なる推進充実に加え、将来を見据えて、日本法令の国際発信の充実に観点から取り組むべき課題や方向性について、幅広い分野の有識者の方々から御意見を賜りたく、この会議を設置させていただきました。

さらに、それらの観点とは別に、日本法令の国際発信を通じて、日本の法制度の国際的な信頼性、そして透明性を一層高める観点から必要な課題などにつきましても、御意見を頂戴できればと思っております。

この会議に御参加いただく先生方には、様々な角度から有意義な御意見を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

**座長** どうもありがとうございました。

ここで法務大臣は、公務のために退席されます。

**法務大臣** どうぞよろしくお願い申し上げます。

**座長** 報道関係の方も、ここで退出をお願いします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は、第1回目ということで、まず、事務局から、会議メンバーの紹介と資料の確認、事務的事項の説明をお願いいたします。

**司法法制部長** 本会議の庶務を担当させていただきます、法務省司法法制部長の小出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本会議のメンバーの方々につきまして、まずは、お名前のみ、五十音順で御紹介させていただきます。また後ほど、座長代理の指名後、お一言ずつ、御挨拶をいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、本会議の座長をお務めいただきます、東京大学名誉教授の柏木昇様。

**座長** 柏木です。よろしくお願い致します

**司法法制部長** 次に、BNPパリバ証券株式会社・代表取締役会長、フィリップ・アヴリル様。

**委員** よろしく致します。

**司法法制部長** 次に、新日鐵住金株式会社・常任顧問、佐久間総一郎様。

**委員** よろしく致します。

**司法法制部長** 次に、シンクタンク・ソフィアバンク代表、藤沢久美様。

**委員** よろしく致します。

**司法法制部長** 次に、東京大学大学院法学政治学研究科教授、ダニエル・フット様。

**委員** よろしく致します。

**司法法制部長** 次に、立命館大学客員教授、宮家邦彦様。

**委員** よろしく致します。

**司法法制部長** 最後に、千葉商科大学国際教養学部長、宮崎緑様。

**委員** よろしく致します。

**司法法制部長** ありがとうございます。それでは、引き続きまして、本日の配布資料について確認させていただきたいと思えます。

**参事官** 参事官の藤田です。それでは、御説明いたします。本日の会議資料につきましては、机上のタブレット端末で、電子データにより御覧いただくこととしております。必要に合わせて、紙媒体でも配布しております。会議資料として、お手元に議事次第、資料目録と、資料1から5までを配布させていただいておりますので、御確認ください。後ほど、順次御説明させていただきます。

お手元のタブレット端末では、会議資料を御覧いただくことができるほか、インターネット接続もできますので、法務省で提供している法令外国語訳提供サービスのホームページ等についても、適宜、御参照していただきながら御議論していただければと存じます。

**司法法制部長** 続きまして、本会議の運営につきまして、御説明させていただきます。

この会議は、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」の議長決定により設置されており、その位置付け等につきましては、お手元の資料1「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議の開催について」に記載のとおりでございます。

皆様方には、本会議で御議論いただいた結果を取りまとめでいただきまして、その結

果を公表し、関係省庁連絡会議に報告することとしております。

次に、運営方針について、御説明いたします。

本会議の議事等につきましては、お手元の資料2「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議の運営方針について」に記載した内容を予定しております。

本会議の議事につきましては、柏木座長に整理していただき、必要に応じ、関係者の出席を求めることといたします。

また、座長は、座長代理を指名することとしておりますので、後ほど、柏木座長に座長代理を指名していただきます。

次に、本会議につきましては、会議の冒頭に限り、報道機関に公開することとし、会議に関する取材に関しましては、座長及び事務局で対応することといたします。

最後に、会議資料及び会議の議事録につきましては、会議終了後、委員の皆様にご確認いただいた上で、当省ホームページにおいて公表することといたしますが、議事録のうち、発言者は非公開といたします。

以上が、会議の運営に関する方針でございますが、何か御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで、座長代理の指名を座長にお願いしたいと思っております。

座長、よろしくお願ひいたします。

**座長** 座長代理につきましては、佐久間委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。では、よろしくお願ひします。

**司法法制部長** ありがとうございます。

それでは、以後の進行は、座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

**座長** 今日は、第1回ですので、まずは、委員の皆様から、順に、自己紹介を含めて、2、3分程度、簡単に御挨拶をお願いいたします。

では、まず、佐久間座長代理、よろしくお願ひいたします。

**委員** 佐久間でございます。よろしくお願ひします。

私は、新日鐵住金という日本の鉄鋼会社で、長年にわたりまして海外投資、M & A、通商問題にかかわる法務実務というのを担当してまいりました。役員になってからは、いわゆる内部管理部門全般を、ということで、法務実務とは離れておりましたけれども、それでも、法務担当ということで、ある意味では、日本法令の翻訳を使うユーザーの立場が一番たぶんよく分かる仕事をしてきたのではないかと思います。

我々は、日本法令を見るということに関していえば、当然原文で見るわけですが、例えば、我々がフランスの制度に関して何か検討する場合、フランス語法文を見るというときに、どういったサービスがあったらいいかな、とこういうような感覚は持っております。

いずれにしても、よろしくお願ひいたします。

**座長** ありがとうございます。次に、アヴリル委員、お願ひいたします。

**委員** アヴリルと申します。今現在、BNPパリバで金融グループの在日代表を務めております。私は、31年前、初めて転勤で日本に参りまして、そのあとずっと金融関係

の仕事をやっておりますが、決して法律の専門家ではないですが、やはり金融の世界の中で法律をととても大事にしていますし、規制があるということなので、毎日の生活の中で法律に関して非常に興味を持っているという立場であります。貢献したいと思いますので、よろしくをお願いします。

**座長** ありがとうございます。次に、藤沢委員。

**委員** シンクタンク・ソフィアバンクの藤沢と申します。私は、もともとは投資の方の世界にいたんですが、自分で起業した後は、日本中の中小企業、ベンチャーの方々とのネットワークを広げてきて、その後、ダボス会議から何かの御縁でヤング・グローバリリーダーというコミュニティーに選んでいただいたことがきっかけになりまして、日本企業と中小企業、ベンチャーを含め海外の企業をつないでいくという、日本の自治体とか、政府と海外の方々をつないでいくとかそういうことをさせていただいております。そういう意味では、法律は全然詳しくはないですし、そんなに語学もたけているわけではないんですが、分野問わず幅広い方々とのネットワークがありますので、そういったまた違った観点から何かお役に立てたらうれしいと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

**座長** ありがとうございます。次に、フット委員。

**委員** 東京大学のフットでございます。東大に来たのは、2000年ですので、18年前からです。分野は法社会学です。その前12年間、ワシントン大学で日本法、その他を専門として教えてきました。日本法を40年以上も前から勉強して、また、ハーバード・ロースクールが終わった後、東大で研究生となり、その後9か月、日本企業の法務部の職場に入って、さらに、ニューヨークの大手の法律事務所で2年半、日米取引関連の仕事をしてきました。その間は、いろんな日本の法令を外国人に紹介したりすることもありましたが、その後、辞書、ビジネス関連の和英・英和辞書の作成の作業であったり、あるいは、1990年に労働省の刊行した『Labor Laws of Japan 1990』の監訳を務めました。監訳といっても、これは、600ページにわたる非常に長いもので、法令に加えて、省令、政令、規則等もあって、しかもどれにもばらつきがある、翻訳者によるばらつきがあることも十分経験しました。そのほかに司法制度改革審議会の意見書、名前はどこにも出ていませんけれども、それも、英訳の監訳を務めたりして、最高裁の判決の翻訳などもいろいろと翻訳の仕事をしてきました。しかし、司法制度改革審議会の2001年の作業で、もう翻訳から卒業したつもりでいます。ひょっとしたら、このプロジェクトを立ち上げの時に柏木先生からお誘いがあったかもしれませんが、そうであったとすれば、さっさと断ってしまったはずです。自分の教材のための文献を翻訳したりすることはありますけれども、翻訳プロジェクトにタッチするのは、もう十分だと思えます。

**座長** はい、ありがとうございます。次に、宮家委員。

**委員** はい。私は、法学の研究者でもないし、会社の法務でもないし、そういう関係者でもないし、投資家でもないし、翻訳もできません。教養もないと。何をどのような形で貢献すればいいか、今これから考えるんですけれども、皆さんがおっしゃらなかったことをなんとかひろって、知的な貢献ができればいいなと思っております。

よろしく願いいたします。

**座長** ありがとうございます。最後に、宮崎委員。

**委員** はい、恐れ入ります。宮崎です。大学で国際教養学部の学部長を務めておられて、日々、比較文化や異文化理解等を学生に如何に学修させるか取り組んでおられますと、まさに、価値観の相違をどう理解するかが大きなテーマでございます。正義とは何か、これをめぐって世界がいろいろ紛争を起こしているわけですね、今。平等とは何か、公平公正とは何か、一生懸命働いた人とサボっている人が同じ給料をもらった方が平等なのか、差が出来た方が平等なのか。というふうな、まさに、文化の問題でありまして、そういうことを基本的に規定、定義しているのが法令ではないかと思えます。今回の会議は文化と価値観の根底に関わる大事なものではないかと理解しております。

実は、本年、陛下の御譲位の年にあたりますけれども、御譲位後の皇后陛下の御称号ですね。かつて法令で皇太后を「dowager」と英訳しておりました。英語の「dowager」というのは、身分の高い方の未亡人でございます。しかし、我が国では、皇太后さまは陛下の母君のことでございます、必ずしも未亡人という意味ではありません。それがひとたび英語で外に出てしまっておりますから、翻って、このたび皇太后様という御称号を用いずに上皇后様と定めた経緯がございます。というふうにですね、海外に発信するだけではなくて、ブーメラン効果と申しましょうか、そこから戻ってきて我が国の文化や法をどう紡いでいくかという時に大きな影響を持つ分野だと思えます。ですから、今後の法務省のこういう作業にもですね、単なる英訳ではなく、文化を創造する大変大きな意味があると期待しているところです。

どうぞよろしく願い申し上げます。

**座長** ありがとうございます。

それでは、最後に、座長である私から一言、御挨拶をしたいと思えます。

2004年、司法制度改革推進本部に国際化検討会ができました。これは、司法制度改革審議会の意見書に基づいて、その意見書に書かれていることを実行に移すために設置されたいくつかの会議の一つでありまして、その国際化検討会の座長を務めておりました。主たる目的は、法令の翻訳ではなかったのですが、最後にこれから司法制度の国際化のためにやらなければならないことがあるかということを経験したときに、意見の一つとして、法令の英訳をやる必要があるという意見が出たことがきっかけになりました。その意見が公表されますと、いろいろな所から反響が出て、法令の翻訳を進めることになったわけです。それまでは、法令の翻訳というのはあまり真剣になされて来なかったのです。学者にとりましては、翻訳というのは研究業績になりません。翻訳をやるくらいだったら、論文を書きます。翻訳を正確にできるような英語、日本語、法律に通じた弁護士は、時間当たりの報酬が高くて、とても翻訳をお願いなんかできません。そういうような事情で法令の翻訳ができなかったわけでありまして。法令の翻訳がないということに対する反響が大きかったので、やっと実現の方向に動き出しました。今日、これだけの会議が開かれ、大臣もいらっしゃり、それからこれだけの方々の御協力を得られるということは、全く、私としては非常に感激しております。

こういう作業は、完成ということでもございませぬし、現在の翻訳の中でも多々問題はあります。ということで、今回の会議で皆さん方からの忌憚のないご意見をいただいで、次なるステップに進めれば、大変ありがたいと思えます。皆さん是非よろしく願

い申し上げます。

なお、本日の会議には、ゲストスピーカーとして、このプロジェクトの政府内会議の座長であります、一橋大学の阿部博友先生と、それから後のテーマについてプレゼンテーションをお願いするGoogle社の関係の皆様にも、議論に加わっていただきます。

それでは、議題に入りたいと思います。

まず、本会議では3回にわたって議論することが考えられる内容について、私の方で、「考えられる論点（座長試案）」としてまとめたものを、資料3-1として、お手元にお配りしております。

あらかじめお配りしておきましたので、内容の詳しい説明はいたしません、

1番として、「日本の法令・法制度の認知度・信頼性・透明性」

2番として、「発信する日本法情報の充実」

3番として、「日本法情報へのアクセス・発信力の向上」

4番として、「翻訳法令の公開プロセス等の見直し」

5番として、「日本法の国際発信に向けて取り組むべき課題等」

の5点について幅広く議論していただくことを考えております。

特に、本日の第1回は、論点の2から4までの、法務省で現在行っている法令外国語訳整備プロジェクトに直接関わる問題を中心にしまして議論をいただき、次回の第2回は、日本法の国際発信に関わる幅広い論点として、1の論点と5の論点を含めて議論していきたいと考えています。その上で、最終回の第3回は、総合的なまとめの検討をお願いできればということを考えております。

ここまでで、何か御質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、議題に従い、法令外国語訳整備事業の現状と課題につきまして御議論いただきたいと思います。

それでは、まず、このプロジェクトの現状について、事務局から説明をお願いします。

**参事官** それでは、法務省より、お手元の資料4-1から順次、御説明しますので、お手元のタブレット端末等を御覧ください。

まず、資料4-1がプロジェクトの全体像に関するものです。冒頭の表紙ページですが、法務省の表題の横に、昨年このプロジェクトのPRのためのキャラクターに決めた「YAKU（ヤク）」というキャラクター、これは動物のヤクと翻「訳」を掛け合わせたものですが、を記載しております。

2ページは、この法令外国語訳推進の意義です。そもそもは、司法制度改革の議論の中で、グローバル化する世界への対応としてスタートしましたが、当初に重視された意義であった国際取引の円滑化、対日投資の促進といった目的に加えて、近時は、在日外国人への便宜といった観点も指摘されています。

3ページは、このプロジェクトの経緯です。柏木座長からもありましたとおり、平成16年当時、司法制度改革の議論の中で、国内外の経済界等から、国が取り組むべき基盤整備として、日本法令の翻訳整備・発信の必要性が強く指摘されるようになりました。これを受けて、平成17年に、政府に関係省庁連絡会議が立ち上がって、実質的な検討がスタートしました。平成21年、この関係の業務が法務省に移されるとともに政府を挙げて本格的な取組が開始し、データベースによる専用ホームページの運用等を開始し

ております。そして本年4月に、法務省での本格取組10年を迎えることとなります。

4ページは、法務省の業務の現状です。まず、翻訳法令につきまして、法務省で、「日本法令外国語訳データベースシステム」、略称で「JLT」という名称の専用データベース、ホームページを運用しています。現在、715以上の英訳法令を公開して、国内外から1日平均12万件を超えるページアクセスをいただいています。さらにこの翻訳法令の公開とともに、このプロジェクトを側面から支援するため、法務省では、法令翻訳のルールとなる「日英標準対訳辞書」と「法令翻訳の手引き」を専門家の意見を得て策定しており、各省庁に提供するとともに、ホームページで公開しています。

5ページは、この取組を推進する政府内の体制です。まず、政府内に、官房長クラスでの省庁横断的な関係省庁連絡会議を設置し、ここで毎年の翻訳整備計画等を策定しています。その下に、役所の課長レベルの幹事会と、この翻訳作業の実働部隊とといった「日本法令外国語訳推進会議」が設けられています。この「推進会議」は、本日お越しの阿部先生に座長をお願いし、学者、弁護士等の20名からなる専門体制で、翻訳の品質や翻訳推進に必要な対訳辞書の検討等を精力的に行っていただいております。

6ページは、現在の政府における法令翻訳事業の業務フローです。まず、各省庁からの提案をベースとして、政府全体の年間の翻訳整備計画、現在は年間100本程度のものを、毎年策定しております。この翻訳整備計画に従って、各府省庁で、原案作りとなる個別法令の一次的翻訳作業をいたします。それを、法務省に提出してもらい、法務省で、翻訳ルール適合性等の第一次検査を行います。それが終わった段階で、ユーザーに少しでも早く成果物をお届けするため、法務省のデータベース、すなわち「JLT」のホームページで、翻訳法令の暫定公開をします。さらに、それと並行して、翻訳のネイティブチェック、更には学者など専門家による翻訳の第二次検査、品質検査をした上で、正式公開、というフローになります。

7ページは、この法令外国語訳プロジェクトの政府における位置付けを示したものです。直近でも、政府の骨太の方針、未来投資戦略等で、推進すべき施策として挙げられる重要施策です。対日直接投資推進会議決定では、2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳の公開を目指す、という具体的な数値目標が閣議決定されており、政府全体でその取組を進めている状況です。

続いて、このプロジェクトのコンテンツ等に関する統計として、9ページは、法務省データベースでの英訳法令の公開数の推移です。当初は250程度から始めたものが、現在、718となっています。

10ページは、法務省で公開しているデータベース、ホームページへのアクセス状況です。近年は、利用者向けのPRを強化ようになった結果、1日当たり11万件を超えるページアクセスがあります。

11ページは、現在公開している718の翻訳法令の分野別の内訳です。円グラフを見ていただくと、金融関係、知財等関係、労働関係といった法分野の英訳が多く公開されています。

12ページは、直近一年間で、データベースへの利用者からのアクセスが多い翻訳法令の上位を示したものです。

13ページは、このデータベースへのアクセスについてドメインを基に調べたもので

す。御覧いただくと、日本国内、これは日本にいる日本人、外国人の双方が含まれますが、からの利用が84パーセントと高くなっています。

次は、資料4-2として、現在、法務省で提供しているデータベースシステム、JLITの利用イメージを示したものです。お手元のタブレットで実際のサービスを御利用いただきながら、お聞きいただければと存じます。

1ページが、このサービスのトップページで、英語表記のもの、日本語表記のものを提供しています。2ページは、利用者のための検索機能であり、キーワードや法令名等で、必要な翻訳を探することができます。3ページからは、「分野で検索」を利用した場合の一例でありまして、5ページのように日英対照の形で、日本語の法文と英語での翻訳を合わせて見るすることができます。全てのサービスは無料で、ダウンロードも可能となっています。6ページからは、先ほど説明した「標準対訳辞書」「法令翻訳の手引き」の一例です。

最後に、資料4-3として、自国の法令の翻訳プロジェクトとして、我が国と同様の取組を進めている韓国など外国での取組の一例を紹介したものです。各国で様々な取組があり、御参照いただければと存じます。

法務省からの説明は以上です。

**座長** ありがとうございます。

それでは、次に、このプロジェクトの課題等につきまして、政府の「日本法令外国語訳推進会議」の座長であります、一橋大学の阿部博友先生から、10分程度、御説明をお願いします。

**ゲストスピーカー** 阿部でございます。それではこれから、資料5に沿って、現状の課題についてお話申し上げます。

最初に資料の1ページですが、日本法令の外国語訳推進会議のミッションとして、どのようなものがあるのか、このページに記載しました。ここに記載しましたのは、日本法令の外国語訳プロジェクトが政府の重要施策として位置付けられている事実を示す様々なステイトメントの抜粋であります。これらの中から、3つのキーワードが引き出せると思います。1番目は高品質な法令英訳であること、2番目はユーザーのニーズの把握とそのニーズに合った法情報の発信ということ、そして3番目に迅速な海外への発信ということでございます。

1番目のキーワードの高品質な法令英訳という点についてですが、法律という社会的インフラストラクチャーを海外に向けて発信するに当たっては、品質が高い翻訳でなければ公表してはならないと認識しております。この品質に関しては、さらに3つの要素が重要であると考えておりまして、第1に正確性、第2にはわかりやすさ、そして第3には全体的な統一性です。このような意味における高品質な英訳が、海外に発信されることが大前提であります。

2番目のキーワードであるニーズの把握について、これは発信する法情報のコンテンツの内容の問題と考えています。どの法令を優先して英訳し公開していくのかという選択の課題と、さらに、その法令の条文の英訳を公開すれば、それで良いのかという課題で、この点、重要判例や法令の概説などを、公開すべきコンテンツとして加えていくべきかどうかについて、ユーザーのニーズを正しく把握して、コンテンツを決定して行く



必要があると思います。

3番目のキーワードである迅速性について、これはスピード感を持って、法令を翻訳し、それを迅速な公開につなげることが大切だと認識しています。特にビジネスに関わる法情報は、迅速性が要求されることは言うまでもありません。

ところで、先にお話しした、法令翻訳の品質の維持と向上についてですが、資料の2ページを御覧ください。左側の大きな円が、先ほど御説明にありましたJLT, Japanese Law Translation Database Systemのイメージ図です。このJLTを通じてユーザーは、翻訳された法令や法令用語の検索、そして文脈検索なども利用できる仕組みになっています。

これがいわば日本法令外国語訳推進会議の成果物であり、これをどのようにメンテナンスして高品質な法令翻訳を提供して行くかという課題に対応すべく、推進会議は現在、スライドの右側の青い3つの丸で示した作業のステップを踏襲しています。まず、各構成員で分担して法令翻訳原案のチェックを行い、その公開の可否を示すと共に、より良い高い品質の翻訳に向けた提言を行っています。その作業の中で、対訳辞書、これは実際に翻訳を担当される業者様・翻訳家様が翻訳原案を作成する際のいわば翻訳のルールを定めたものですが、そこに新規に掲載すべき項目や、変更すべき訳語を抽出して、年に複数回開催される推進会議でメンバーとの協議を経て、この対訳辞書の改訂作業を行っています。こうして統一感があって正確で分かりやすい法令翻訳の提供に努めています。

JLTは、英語での検索も可能になっておりまして、海外あるいは在日外国人の方々の利便性を考慮しています。

次のページ、資料の3ページでございますけれども、迅速な法情報の公開という課題に関連して御説明させていただきます。

e-Govと称される電子政府の総合窓口における日本語の法令検索から、どういった法令が頻繁に検索されているかについて、上位100の法令に着目した場合、その100法令の中でJLTで英訳が公開されているのは約7割となっています。また、この100法令の中で、JLTに法令名が登録されているが、未翻訳の法令は14件、そして登録されていない法令が19件ありますので、この点改善が必要と考えています。

また、正式公開された法令数の割合は、各主管省庁別に見た場合は、全法令数の1パーセントから20パーセント程度となっています。未翻訳の法令については、ユーザーのニーズとの関係で、優先度を考慮し作業を進めて行く必要があると考えています。

このページの一番下の項目ですが、翻訳原案の作成から正式公開までに、平均389日を要していることを示しています。一方で、法令が制定され、あるいは改正されてから、その翻訳原案ができるまでには約31か月かかっている、全体として、法令の制定・改正から、その翻訳の正式公開までの合計は約44か月となっているので、一層のスピードアップが必要とされています。

資料の4ページには、公開するコンテンツの充実の方向性について、現在は主として法令の条文の翻訳が提供されている段階ですが、今後は法関連情報の提供という観点から、どのようなコンテンツが追加されていくべきかを記載しました。様々なユーザーのニーズを考え合わせますと、今後は重要判例のダイジェスト版を翻訳して公開して行く

ことも必要になってくるのではないかと考えますし、更には法令の分かりやすい解説ということについても、手を広げていきたいと考えています。

さらに5ページを御覧ください。現在は、法令の英訳作業を継続していますが、今後は、多様な言語への対応も必要になってくると思います。ここに記載したのは、試案でございますが、現在翻訳作業が進行している法令英訳を中間言語として西欧言語への対応を図ることが次の課題と考えており、例えば、フランス語、ドイツ語の法令翻訳へと発展させていきたいと考えています。

更にその先としては、アジア言語、例えば、中国語への対応と考えております。ネイティブスピーカーの数という視点では、中国語人口が圧倒的に多く、それは14億人程ですか、それに次いで英語人口が5億人、ヒンディー語、スペイン語、アラビア語の人口がその後に続いているようですが、法令の翻訳を必要としている方々と、そうした言語人口とどのような関連があるのかという点にも留意して検討して行く必要があると思います。

以上のまとめとしまして、法令翻訳の品質の維持は基本条件であります。翻訳の高品質を維持しつつ、どのような形でスピードアップを図るべきか、これからも引き続き検討していきたいと考えています。

次にユーザーのニーズへの対応の課題ですが、ユーザーが必要としている優先度の高い法令翻訳の提供が必要で、そのためには積極的にユーザーのニーズの把握につとめる必要があると考えます。

そして迅速性について、今後は重要な新法あるいは改正法に関しては、ダイジェストの形でいいので、早い段階で英訳を行って、それをJLTにアップする必要があると考えています。

さらに、今後はよりインターネット技術であるとか、AIの活用を図り、これを法令翻訳に活用して行必要があります。特に多言語化への対応に関しては、AIの活用が不可欠であると考えています。

**座長** ありがとうございました。

それでは、ただいまの阿部博友先生の説明を聞いた上で、法令外国語訳整備プロジェクトの現状に関し、何か阿部先生に対し、御質問や、率直な御感想がございましたら、是非、委員の皆様から御意見をお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

**委員** よろしいですか。2つ伺いたいんですが、1つはこのプロジェクトには予算が付いていると思うんですけども、年間どのくらいの額で、延べ何人が関与してやってこられたか、それはどこからの予算で、どのように現れているのかを、教えていただければありがたいと。それから第2点はですね、ニーズということが非常にいろんなところに書いてあるんですけども、具体的にはどのようにしてニーズを調べておられるのか、先ほど関係団体にとおっしゃったような覚えがありますけれども、それはどのような団体なのか、その辺を教えていただけますか、簡単にで結構です。

**参事官** それでは事務局からお答えします。まず、予算の点ですが、各法令の翻訳については、その法令を所管する省庁が一次的な翻訳をすることとなり、その際の予算については、各省庁で自弁することになっております。各省庁において、職員が翻訳する例と、業者に委託する例があります。法務省では、各省庁がそれぞれの予算なりで一次的

に翻訳したものの提出を受けて品質等をチェックすることになっており、各省庁全体の翻訳予算については把握をしておりません。もっとも、一次翻訳の提出後のチェック体制につきましては、先ほどのとおり、法務省の予算で、翻訳のネイティブチェックのほか、20名の研究者、弁護士等での専門家チームに年数回集まっていただく等して、必要な体制を確保しているところです。

2点目のニーズの点ですが、これについては、現在、関係団体として、日弁連、それから、国内外の経済団体に宛てて、法務省から毎年意見照会をして、翻訳法令についてのニーズ、御要望を調べています。この趣旨は、このプロジェクトの当初の経緯から、ビジネスサイドからのニーズを中心として事業が始まったということがあり、それを踏まえ、ニーズ把握の参考に、先ほどの範囲での意見照会をしているところです。

**座長** よろしゅうございますか。他に御意見ございますか。どうぞ。

**委員** ありがとうございます。まず阿部先生始め、このプロジェクトに関わった方にこれだけの大変な作業をですね、ここまでやっていただいていることに感謝申し上げたいと思います。私は経団連では、経済法規委員会企画部会長を長年務めておりまして、まさにこのニーズを我々の方からお願いをして、こういうプロジェクトもやっていただいている経緯がございます。その上でですね、一方で長年実務に携わってきた者として、今、御説明のあったことだけでなく、この会議そのものの全体の議論にも関わるかと思いますので、ちょっと申し上げたいんですけども、そもそも、法令の法文そのものを、誰が見るのかっていうことなんですね。普通のビジネスマンはまず見ません。海外プロジェクト、非常に大きい投資をする場合、M&A をやる場合、通商問題で悩む場合においても、普通のビジネスマンは法令そのものは見ません。じゃ、誰が見るのかというと、その企業においては法務担当者、これは別に法務部だけではありませんが、それを担当している者、それとその依頼によってその案件についてですね、助言をしている弁護士事務所が見る。特に外国語の原文で見ると、これは、法務の人間が見ても、基本的には分かりませんので、法令が制定された国の言語なり法体系が分かる弁護士が見るということです。その他の人間が見ることももちろんありますが、企業にとってですね、例えば、私の部下に、フランス語が堪能な者がいて、「じゃあ、フランス法令のこれを調べてくれ。」と言ったときに、彼が、「私、(フランス語が)できるので、フランスの法令を調べてきました、インターネットで。そうすると、結論はこうです。」と言っても、我々は、全くそれを当てにしません。つまり、彼は言語ができて法体系が分かっている。それはほんの一部、たまたまインターネットの検索で引っかかったものについて、こういう訳で、こういうふうになりました、じゃあこうですと言っているということなので、当然そのときは、フランス語に精通したフランスの現地の弁護士事務所に聞いて、彼らとそのフランスの法令の解釈を体系の中で整理して、条文上結論を我々に出してくる。したがって、法務の人間も基本的にほぼほぼ法令を見ないケースもあります。ただ、非常にポイントになるところは、その現地の弁護士がですね、フランスの法律の非常に肝になるところだけ、例えば日本語訳をつけて送ってくる。ただ、それはほんの一部ということ。ましてや、判例とか解説について、原文でも訳でも見るということは、まずないと考えていいと思います。

ということは、翻ってですね、日本法令の外国語訳を誰が見るのかというと、海外の

人が日本への進出を考えて日本の弁護士事務所を雇う、そうすると日本の弁護士さんは当然日本の法律を原文で見る、ただ、それをクライアントとのコミュニケーションの中で、一部翻訳して使うというときが一番可能性があるのではないか。先ほど法務省の方が御説明した資料の13頁で、アクセス数が多いのが日本の84%。これは、ここからもう仮説ですけれども、圧倒的に日本の弁護士の方で、いわゆる、渉外をされていて海外のクライアントとのコミュニケーションに使っていると考えられます。もちろん海外の研究者は、日本の法律そのものを見るということはあるかもしれませんが、あと、海外の政策決定者、お役所の方がですね、見るという可能性はもちろんありますが、やはりニーズとしては日本の弁護士さんが見る、見てそれを使っているというのが、多いのではないかと思います。

今回のですね、そもそもの目的が対日投資、つまり投資を呼び込む、あと人を呼び込むということだとすれば、やはりポイントというのは、海外の日本に関心のある国の弁護士の方が使うという前提で、どういうものであるべきか、あともう一つは、先ほど来、今回、特定技能第1号というような制度ができて、かなり日本にたくさん来られるとすれば、中国、韓国、ベトナムの方が日本に来て労働法関係について何か相談したときに、日本の弁護士が、それですね、じゃあ一部こういうふうに書いていますということ、中国語もしくはベトナム語に訳すと、こういうことはあるのかなとこういうふうに思います。そこを考えるとですね、すべての法律、すべての判例、概説等々を翻訳していくというのはすばらしいことではあるんですが、やはり優先順位というか、限りがあるとすれば、やはり今、進められている基本法のところと、やはり、特定のニーズ、例えば、先ほどの労働法関係の法律等というところをですね、やはり重点的に翻訳を進め、その精度を上げていくということが重要なのではないかと。ましてやその判例まで原文を見るということは、普通の人はずない、ましてやその翻訳を読んでも、多分ほとんど意味が分からないということなので、研究している人は別ですが、実務に携わっている者はですね、例えばブラジルにしてもフランスにしても、その国の判例を訳したのを見るってことははずない。あくまでも弁護士のフィルターを通すということなので、そういうところのニーズをよく汲んだ上でですね、どうするかというのを考える方がよろしいんじゃないかと思います。以上です。

**座長** はい、ありがとうございます。委員、どうぞ。

**委員** 今、委員がおっしゃったことは全く反対しないんですけども、実際ですね、専門家だけではなく、日本で実務を行っている方々が、日本の基本の概念が分からないと、もちろんいけないということなので、そういう面でもわかりやすい、何か説明書みたいなものを見ることもあります。そういうことができるために、やはり、ちゃんとした翻訳がなければ、概念が薄れてしまうということなので、とても大事になると思います。あとはやっぱり弁護士さんが真ん中に立っていて、いろんな解釈をすることも確かにあるんですけども、そういう解釈がずれないように、同じベースから始めた方がいいと思います。そういう面でちゃんとした制度かツールを翻訳の基盤にすれば、よろしいのではないかと思います。あとはですね、ニーズのことにに関して、ビジネスの世界の中で例えれば、投資のために、実務のためにたくさんニーズがありますが、外国人の人口が、在日外国人の人口がどんどん増えているところなので、やっぱり安心して暮らせるように、

そういう基本の法律のことを理解できなければいけないということなので、やはりそういう面でも、そういう翻訳が必要になると思います。そういう意味で考えると、やはりビジネスの世界の中での話を中心になっても全然構いませんけれども、そういう在日の外国人のために自分の母国語の中で解釈できるようなことが必要になるので、当然ながら英語からヨーロッパの大陸言語に翻訳するのは割と簡単ですが、アジアの言葉がとても大事になるのではないかと思います。以上です。

**座長** はい、ありがとうございました。はい、委員どうぞ。

**委員** ありがとうございます。阿部先生の御説明、ありがとうございました。先生の御説明の中の4頁目に、法関連情報の海外発信というのがありましたけれども、御説明によると法令があって、そして重要判例をして、そして法令解説という順番ではないだろうかという仮説を出していただいたんですが、ビジネスという観点であったり、それから、メディアという観点からいくとですね、今回もそうなんですが、私今ちょうど入管法の改正のところ、会議を立ち上げていろいろとやっているんですけども、そうすると海外のメディアさんからですね、どういうふうになるんだ、法案の英語はないのか、という問合せをたくさんいただくのですが、残念ながらないってということで、彼らはすぐに記事にしたいんだけど、書けないというふうにと考えると、そのすでにある翻訳法令を変えるのも大事なんだけど、タイムリーに日本が新たに作っている法令の英語をサマリーでもいいので、作っていくってことを、こう議論なさっていらっしゃいますでしょうかというのが1つ目の質問です。もう一つ、私、福岡市の雇用相談労働センター長というのをトップでやっているんですが、そこは、外国人起業特区なんですね、外国人の方で起業したい人が相談に来て、弁護士の方々がそれにお答えをするというのをやっているんですが、そういうところは、やはりこう労働法制なんかっていうのはすごく求めてくるのと同時に、やはりビジネスチャンスとして、日本でこれから変わるルールって何なんですか、新しいビジネスをやるために、変化はチャンスなので、やはり新しい法令みたいなところについて、すごくこう、皆さんアンテナを立てて聞きに来られるんですけども、やはり新しいことに関しては、本当はないので、何かそういった新しい法令というものに対しては、どんなふうにか議論されているのかを少し伺ってみたいと思いました。

**座長** 阿部先生。

**ゲストスピーカー** 新法令に関しましては、先ほどご説明した通り、法令ができた段階で直ちに公開していく必要があると考えています。一方で、今の御意見で、ユーザーのニーズも考慮して、法案の段階からある程度情報を公開して行く可能性も検討すべきと認識しました。完全な英訳にこだわると、それは時間をある意味で犠牲にしてしまうので、重要な新法令に関しては、ダイジェスト版であっても公開して行きたいと思います。さらに、今御意見を出していただいて、日本法令の外国語訳のニーズというのは、実は薄くて広い範囲に存在するのではないかと認識を新たにしました。そうした分散されたニーズがある中で、どのような対応が求められているのか、今後更に検討して行きたいと考えています。ありがとうございました。

**座長** はい、ありがとうございました。他に御意見、御質問は。

**委員** 法関連情報に関するコメントですけれども、重要判例よりもむしろ法制度全般

がわかる、その仕組みがどのような仕組みであるかということで、どこかでそれが分かるのが、まず非常に重要であるように思います。その見取図の上で、それぞれ法律・政令などが、どのようにかみ合っているのか、などというのもむしろ、そういったニーズが高いのではないかと個人的には思っています。

質問としては、官庁ごとにまずどれを翻訳するのかということをお官庁で判断してもらっているようではございますけれども、中には19%程度、中には1%未満であるということですが、それは、中には海外発信の必要がない官庁もあるだろうと思っておりますけれども、これだけばらつきがある、あるいは、これだけ差があるのは、なぜなのか、また官庁ごとに、翻訳チームを組んでいることになっているようではございますけれども、質に関して、官庁ごとに相当差があるのだろうかというのが質問です。ニーズでは、これは是非翻訳してほしいというのはむしろ頼んでいく、あるいは各官庁に頼らないで、むしろ、よりセントラルな組織があった方がより効率性が高いのではないかと考えています。

**ゲストスピーカー** ありがとうございます。第1点につきまして、法令解説や見取図は法律を専門としないユーザーには必要かと思っております。判例の英訳と英語版の法令解説の何れを優先すべきかは、今後さらに検討させていただきたいと思っております。2点目のご指摘で、ばらつきと申しますか、官庁によってその優先度の判断が異なっている可能性に関しまして、今後は、関係省庁連絡会議の中で、このプロジェクトの意義や課題について認識を共有する必要があります。各省庁において把握しているニーズと現状との比較を行って、実際のニーズに合った法令の英訳を優先して行くということが必要です。法令翻訳は、いわば国家プロジェクトであり、国の重要施策であるので、各省庁と認識を共有することが重要です。あとは、推進会議が公開に耐えうる内容であるのかをスピード感をもって精査し、法令翻訳の品質保証に貢献して行きたいと考えています。以上でございます。

**座長** はい、委員どうぞ。

**委員** ちょっと、先ほど私が申し上げたことの補足になるんですけれども、法令の翻訳は極めて重要ですが、そこでやはり一番優先度が高いのは、法律を専門にしている、仕事にしている、つまり弁護士さんが見るといふときではないかと。逆に一般の方がですね、いくら正確な翻訳の英文、法文を見てもですね、結論に至るっていうのは、これはどの国の法律を見てもそうですが、極めて難しいです。業法にいたっては、専門家でも誤解していることが多いと。こういうことなのです。これ、迷路に入る話ですから。そういう意味では一般的な方なりビジネスマンにしても、法務部で働いている方にしても、そういう人にはですね、今皆さんがおっしゃっていたように、概要という情報は極めて重要です。我々もある意味では日本の法令の改正というときは、改正の概要というパワーポイント資料を見てですね、そのあとやっと法文を見るというアプローチになります。改正の概要というのを正確性が必要ですね、これ意外と難しいと思います。法文のように極めて正確に訳すと内容が変わるような、パワーポイント資料というのは、非常にある意味ではインパクト的なところで書かれているところがありますから、難しいとは思いますが、そういうものをタイムリーに行うことは、極めて重要、制度の発信としては、極めて重要だと思います。当然そこは法令になるであろう用語との統一とかですね、そういうものが図られているという点で、非常に使う方としてはありがたいものになるの

ではないかと思えます。あと、その2点目として、先ほど、多言語の対応、これも当然必要ですけども、やっぱり英語というのはですね、ある法律の専門家、それも、いわゆるクロスボーダー案件をやっている人にとっては、ほぼマスト、逆にできない人は当然いないとのことなので、そういう方にとっては、多分、英語でほぼ事は足りるだろう、つまりフランスの弁護士、ドイツの弁護士にとっても、日本への直接投資なり、日本企業との取引を担当するような人は英語でほぼ困らないと思えます。逆に英語で困るのは中国の方、それと日本にいられている方で、多少は法律そのものを見てみたいと思われる方になるんじゃないかと。そうすると、やはり、それは、先ほど出ていた日本にいられる方に多い中国の方、韓国、ベトナムの方といったところのですね、言語の訳の方が優先順位が高いんじゃないかと。このへんはですね、フランス出身の方もおられるので、いやいや、やっぱりフランス語じゃないと、英語なんかでは全く使い物にならないんだということがあれば別なんですけど、私がつきあっている限りでは、英語の訳を見てですね、困っているヨーロッパの弁護士はまずいないというのが実感であります。以上です。

**座長** はい、ありがとうございました。委員どうぞ。

**委員** ありがとうございます。多言語についてちょっと申し上げたいと存じます。確かにですね、このグローバル化の時代にそれぞれの言語での表現への需要が高いのは確かなんですけど、例えば、言葉の概念が違う、文化が違うといったときに、うっかり訳すと大変大きな誤解を招くことがございます。私どものような弱小の大学でも、例えば中国の大学とダブルディグリーの制度を組むときのMOUなどは、必ず英語にしています。中国語の概念と日本語の概念が違いますので、100%完璧に訳しているつもりでも、互いにすれ違ってですね、学生の扱いが相互で違ったりするというような場面が出てくることがあります。従って、共通の言語である英語で訳して互いにそれを守っていくという方が、正確に交渉ができるというところがあります。法律の専門家レベルなら、むしろ多言語でそれぞれの概念の差が出てしまうより、共通言語で正確性を期した方がよいのではないのでしょうか。先ほど冒頭のご説明の中で、目的のひとつとして在留外国人の安全を一つの柱に挙げていましたが、一般市民、それも外国の方々も直接法律の原文を調べて対応するとは考えにくいので、ライフスタイルとかノウハウとかをその国の言語で教えてあげるといって、法律を背景にした解説や指南の方が有効であるように思います。先ほど来の二ーズの議論でも他の委員から出ておりますように、高度な法律専門家のレベルなのか、一般市民のレベルなのかというようなことで対応は全く違いますので、それをよく検討した方がいいのではないかというふうに思っています。

それからもう1点は、どこまで訳すかという、法律の原文を訳すときにですね、例えば、我が国らしい概念をもつ単語をイコールで英語に訳したときに、果たして本当にイコールになっているかどうかという問題があると思えます。日本文化に根差す独特な感性は相手文化の中に相当する概念がなければそのままローマ字で書く。わび、さび等は良い例かと思えますが、しかしこれも、フランスあたりでは単にシンプルという意味で流通してしまっているそうです。冒頭で平等とか公正とか申し上げましたが、「検討する」ということを一つとってもですね、検討したら前に進むという文化と、検討すると言っておいてやめるといって文化があるわけですね、ちょっと皮肉でしたけれども。そういうようなことがあると、直接、検討するということを直訳しても、あまり意味がないという

ことになったりいたします。その部分をこの文化の中でこの言葉を使ったときには、法律的にはどういう意味を持つのかという解釈がとても大事だと思います。ある意味、どこまで翻訳するかという、勇気の部分ですね。これも大事かと思ひまして2点申し上げました。失礼しました。

**座長** どうぞ。

**委員** 単純に、しかし極めて重要なことを申し上げると思います。冒頭、大臣からも忌憚なく言えという御指示なので、本当に忌憚なく言いますので、お許しください。頂いた紙を読んででもですね、国際化、国際発信という言葉にみんな振り回されていると思うんですよ。国際発信をすることが目的じゃないんです、翻訳をすることが目的じゃないんです、翻訳のための翻訳の議論をしていますが、僕はあまり意味がないと思っております。金と人は限られているんです。ですから、誰のためにサービスを、税金を使うんですから、誰に対するサービスかをよく考えてプライオリティをつけなければダメだと思っております。先ほどの他の委員からのお話を聞いて確信したんですけれども、ビジネスの人たちにサービスをしているんですよ、今は。それが悪いと言っているんじゃないやありません。けれどもビジネスというのは金が取れるんで、ペイするからやっているんであってですね、それに税金を使って、更にそのビジネスをやる人のために、翻訳をすればもっと便利になる人たちのために、これだけのお金と人を使うのかということが念頭がないと、プライオリティはつきません。総花的な議論をしても、僕は意味がないと思うので、私は、その意味でですね、論点の中に在留外国人のことを入れていただいたのは非常に良いと思っております。私に言わせれば、法務のプロが、外国法弁護士でも誰でもいいんですが、彼らは内容を分かっているのです、分かってないとそういうことはできないんです。それよりも日本の社会にこれだけ外国人が増えている中で、日本の社会をどのように守っていくのかという議論、その中で、日本で日本語が分からない、しかし、もう住み着いちゃって、母国には帰らない、子どもたちはもう学校に行っている、けれども、親は日本語ができない、そのときにそのような人たちにどのような情報サービスができるのかということプライオリティの1つとして考えないといけない時期に来ているのではないかと思っております。

**座長** ありがとうございます。一通り御意見が出たようなので、次の論点に進ませていただきます。次は、「IT・AI等を活用した更なる充実・展開の方向性」というテーマで議論を行いたいと思います。その関係で、本日は、ゲストスピーカーとして、Google社にお越しいただいておりますので、AIを活用した翻訳や機械学習の到達点や可能性について、まず、15分程度、お話をいただきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

**ゲストスピーカー** そうしましたら、私の方から20分ほど、弊社の取組と実際の事例についてプレゼンテーションにて御説明をしていきたいと思っております。よろしく願ひいたします。

今日は「AIを全ての人に」ということで、機械学習が実現する世界を皆さんに御説明していきたいと思っておりますが、弊社もですね、実はAIについて非常に今、力を入れているところでございます。2016年に初めてですね、Googleとしましても、AIに力を注ぐということ初めて申し上げました。Googleが昨年で20



周年を迎えまして、当初から我々が掲げていた世界中の情報をですね、整理して、だれもがアクセスできるようにすると、こういった最終ミッションを我々は今でも負っているわけですが、その中でも多く取り扱っている状況でございます。

じゃあ、機械学習とはどういうことなのかということ、少し簡単に御説明できればなと思います。

これを見ていただきますと、りんごとオレンジの画像がございます。ぱっと見て、赤いのが例えばリンゴで、オレンジ色はオレンジだなというのは、わかるのではないかなと思いますが、例えばですね、これ、色がなくなったらどうなるのかと。形状からですね、へたがあるから、これはリンゴかなあとかいうのは、なんとなくわかるかもしれませんが。じゃあここに、マンゴーを入れてみるとどうでしょう。形状だけですとか色だけではなかなか判断しづらくなってくるんじゃないかなと思いますが、こんな形で、ルールだけでですね、分類をするのは、なかなか今難しくなっていることがわかるかなと思います。

じゃ、機械学習はどういうことなのかと、こういったですね、一定のルールだけではなくて、人間の場合、皆さんもそうだと思うんですが、猫ですとか犬ですとか、先ほどの果物ですね、こういったものを経験ですとか、過去の経緯、こういったものから判断しているんじゃないかなと思います。これは、個々の人間が学習しているんですね。機械学習も同じです。何かのルールを提供するのではなくて、一から機械が学習して行って、自ら理解をするということをしております。

実はたくさんところで、皆さん、普段の生活の中で、機械学習を既に使っていたりではないかなと思います。例えば右側にあるものすべてですね、Googleマップもそうですし、翻訳なんかもそうですし、もちろん、検索ですとかアンドロイドもそうですね、たくさん部分で使われている内容になります。

少し事例を出しますが、Googleフォト、これはどうでしょう。皆さん御利用いただいていますでしょうか。皆さんの画像がクラウドに上がることによってですね、画像の特徴を捉えて、皆さんが検索をすることができるようになりまして、シーン別に区別してですね、管理することができるようになりまして、自動的に御提案差し上げております。

もしかしたら、今日の議題に非常に近い分野ではないかなと思いますが、一般的に使われているGoogle翻訳についても、実は機械学習を使っております。ここでは、画像から取得してですね、OCRで取得したものを多言語化して、それを認識しているということをしているわけですが、これだけではなくて、たくさん分野で翻訳の機能を使っております。

Googleカレンダーも最近AIを使っております、例えば、私と皆さんの誰かが一緒にミーティングしなくちゃいけませんといった場合に、同じカレンダー上で参加者をこうチェックいたしますと、自動的に空いている時間を探してくれるですとか、もっと言えば、空いている会議室まで見つけてくれるという、こんな仕組みまで可能になっています。

ということで、たくさん分野で、実はGoogleとしてもですね、AIを活用することによって、今までですね、解決できなかったような難しい課題、これに対しても、

回答を皆さんに提供できていけないかなあというふうに考えております。

ここから、更にですね、様々な事例を進めていきたいと思いますが、実際、どういったところでAIが使われているのかというところで、代表的な部分を御説明しますと、ここに書いてありますように、製造業ですとか、小売業、ヘルスケア、メディアエンタメといった、こういった多岐にわたるですね、確立されていないような業界で使われております。

ですが、実はですね、データセンターを扱うような方々はたくさんいらっしゃるんですが、ディープラーニング、機械学習の部分についての専門家は非常に少ない状況です。データベースを扱えますよとか、ソフトウェアを作れますよとか、そうですね、サーバーの構築はできますよですとか、ネットワークの構成は作れますよという方はたくさんいらっしゃるんですが、実は、この機械学習の一番重要な部分ですね、機械学習を進めていく上で必要な知識を持った方々が実は一番今足りないような状況でございます。

そこで、我々としてAIの民主化ということで、企業や団体の皆様が誰でも使えるようなAI、これをしかも迅速に使える環境というものも御用意し始めているということでございます。

これは1つの事例ですけれども、キュウリの農家さんですね、キュウリの農家さんで、自動的にですね、キュウリを仕分けるような仕組みというのを、画像から機械学習をして実際これを使っていらっしゃいます。

我々としてはですね、APIと言われるもの、それとプラットフォームと言われるものを御用意しております、APIと言われるものはですね、Googleマップなどもそうですし、ここでいうところのAPIで言う画像解析をしたりですとか、先ほどの翻訳のAPIがあつたりですとか、動画の解析をしたりですとか、テキストの解析をしたりするわけですが、これらのAPIはGoogleが学習したモデルを活用できる仕組みなんです。ですから、個別のケースに合わせているわけではないんです。あくまでGoogleが一般的に必要なと思われる範囲での機能を皆さんに提供しております。もちろん、皆さんの生活の中では十分有意義ではないかなと思いますが、専門性を伴っているわけではないです。で、右側、専門的な用途に使う場合、ここには先ほど申し上げたように、ものすごく知識が必要なんです。一番専門家が足りない部分の、知識が必要なプラットフォームです。

なので、我々としてはこれをミックスしたのも御用意しております。これが「Cloud AutoML」という仕組みです。APIで提供している、すでにGoogleが提供している学習した情報にオリジナルの情報を追加することができます。そうすることによって、専門性を伴った翻訳ですとか、専門性を伴った画像認識ができるようになって参ります。

流れといたしましては、こういう流れが一般的に行われているわけですが、どうしてもですね、まずは教師データが必要になったりですとか、そのデータを解析するために必要なメソッドを作る専門家が必要ですとかいうことになってくるわけですが、この「Cloud AutoML」を使いますと、一定の部分まではGoogleが学習しておりますから、大量のデータを用意する必要がなくなります。

もちろんこういったものですから、非常に早い時間でできます。コスト的にも抑えら

れるというふうに考えてもらってもかまわないと思います。実際、画像の分野で「Cloud Auto ML」を使ってみたいと思いますが、これ、どうでしょう。この場でふさわしいかわかりませんが、某ラーメン店というですね、日本にあるラーメン屋ですけども、そのラーメン店の画像をですね、入れてみたんですね。そうすると95パーセントの精度で、どの店舗のラーメンかというのがわかる。これは、私、人間が見てもわからないんじゃないかなあとと思いますけれども、人間が見てもわからないことで、機械が判別できてしまうんですね。専門的になって言ったら変ですけども、「Cloud Auto ML」にそのラーメン店の画像を入れたわけですね。そうすることによって、95パーセントの精度で、これ、どの店舗のラーメンですということがわかるころまで学習ができるんです。

こういったことをすることによって、おそらく、翻訳という部分も変わってくるのではないかなというふうに考えております。もちろん、今よりも明日、明日よりも明後日の方が、我々の仕組みもどんどんよくなっております。かつ、専門性に特化した翻訳の仕組みというのできるのではないかなというふうに考えております。

こういった形で我々も「AIの民主化」というのを全世界で今進めております。ですので、使用できる分野というのはどんどん広がっているのではないかなというふうに考えているところです。

今日はこういった機会をいただきまして、このあとお時間をいただいているということでしたので、御質問にお答えしていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

**座長** どうもありがとうございました。

委員の皆様で、特にGoogle社のプレゼンテーションに対して御質問ございますでしょうか。

**委員** ありがとうございます。Google翻訳のお話は、最後ほんの少しだった気がするんですけど、すでに法律関係でこの「Cloud Auto ML」ですか、これを御活用されている国や地域があるのかということと、もう1つはすでに700ほどの法令が日本では英語化されているわけですけども、これが教師データとして十分であるのか、かなり不十分であるのか、そのあたりを。

**ゲストスピーカー** 我々の知る限り、まだ法律分野で適用されたって事例は、まだ存じ上げませんが、ただ、技術的には十分可能ですし、問題ないかと思えます。

もともとは個々の専門分野、例えば、映画の字幕であるとか新聞の記事であるとかそういったところにふさわしい翻訳のカスタマイズをするための製品として設計されますので、法律の文章にも十分効果を発揮するかと思えます。

2つ目の御質問なんですけれど、700の、それは単位はなんですか。700冊とかですか。

**委員** 700法令ですか。

**ゲストスピーカー** 法令となると、文字数的には相当な、それくらいあれば、かなり検証という意味では十分効果が見られると思えます。実際に入れるのは、日英といった言語のペアです。すでに試されているお客様の事例ですと、数万くらいのペアをですね、

日本語の文章と英語の文章のペアをいれるくらいで明らかな効果が見られますので、検証はそれくらいでもすぐに行えます。

**委員** ありがとうございます。

**座長** それについては私から質問させていただきます。私は、Google翻訳の愛用者であります。Google翻訳も、法律文献をドイツ語あるいはフランス語から日本語に翻訳しますと、まだちょっと使い物にならないとおもいます。ドイツ語フランス語から英語に翻訳しますと、さすがにヨーロッパ言語同士なのでかなり精度が高い翻訳が得られます。私のドイツ語もフランス語かなりさびついています。Google翻訳ソフトを使うと、非常に早く読めるようになります。ただ、問題もあります。フランス語、ドイツ語ともそうですが、「droit」「Recht」という言葉は「法律」、「正しい」、「権利」と3つの訳がある。ところが、Google翻訳ではまだその区別ができない、例えば、国際私法で「法律を選択する」と言っているのに「権利を選択する」とこう訳す。英語では「rightを選択する」と訳してしまう。「right」じゃなくて「lawを選択する」と訳さなければならない。その程度の問題はありますけど、Google翻訳は法律文献翻訳にもヨーロッパ語間ならかなり使えるし、私の場合は大幅に仕事が効率化しています。指摘した問題も、解決するにはは時間の問題かなと言う気がいたします。

**ゲストスピーカー** はい、今、御指摘いただいたところはまさしく、この「Cloud AutoML」がターゲットにしているところでして、今、Google翻訳で提供していることは、あくまで一般的な文章で学習させたものなので、どうしても専門分野における文脈の理解は難しいと言わざるを得ません。このCloud AutoMLは、カスタマイズできる機能があり、法律文章における文脈を徹底的に覚え込ませると、実際に、常に他の分野で試されている例では、クオリティとしては40パーセント上がったとか、数十パーセント、何割か確実にクオリティ上がったというフィードバックをいただいていますので、今おっしゃられたようなケースはかなり改善できるんじゃないかなと期待しています。

**座長** もう一つ、我々の使命として、先ほどから日本の法文化の発信というようなことも言われていますけれども、法令外国語訳のもう一つの大きな機能としては、GoogleのようなAIを利用したソフトやデバイスの開発の方々にデータを提供するということもあるかと思えます。例えば、このプロジェクトが始まった当初、各省庁が翻訳の専門業者に翻訳をお願いしますが、出てきた翻訳が使い物にならない、箸にも棒にもかからないといったことがたくさんあったわけです。ところが、最近各省庁から提出される翻訳の質が格段に向上してきました。これは翻訳辞書が非常に整備されたことと相関関係がどうもあるように、私は思います。我々がやっている法令英訳、法令英訳のための翻訳辞書の整備、これがAI翻訳に跳ね返って、もっともっと精度が良い翻訳が出来るのではないかと期待しています。これも法令外国語訳作業の今後の大きな成果の1つになると考えています。

他に御質問ございますか。

よろしいですか、ありがとうございました。

**座長** それでは、次の課題として、「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンについて」意見交換を行いたいと思います。

本日お話いただいた法令外国語訳の課題や、AI等の可能性も踏まえまして、日本法令の国際発信に関する将来ビジョンについて、先生方のお考えや御発想などをお聞かせいただきたいと思います。

もうかなり御意見が出ておりますけれども、引き続きご示唆などございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います、いかがでしょうか。

私から口火を切らせていただきますと、先ほど他の委員からお話のあった文化の問題についてですが、法律というのは、ほとんど文化の塊みたいなもので、翻訳不可能ということもたくさんあります。さっきの「検討する」なんていうのもその典型的な例ですし、その国独特の法律用語というのもありまして、正確な翻訳が不可能な言葉が多い。例えば、日本法やドイツ法、それからフランス法には「法律行為」という言葉があります。英語にはこれに似たような言葉すらない。英語には似たような概念すら日本法の概念をどう英語になおすかというのが、非常に難しい。このような大陸法の概念の翻訳についてはヨーロッパの法令翻訳事情がたいへんに参考になります。例えばヨーロッパで民法を作ろうという動きがあり、そのための議論は英語でやっています。そうすると、ドイツの法律用語もフランスの法律用語も英語になおさなければならない。その議論を参考にして、日本法律用語の訳語を決めています。

例えば、「法律行為」というのはヨーロッパ民法作成の基礎作業では「juridical act」と訳している、そこで我々も「法律行為」訳語を「juridical act」にしました。このように、英語にない概念の訳語を決める場合には、英語による比較法研究の文献も非常に参考になります。

はい、委員どうぞ。

**委員** ありがとうございます。ビジョンなので、ちょっと荒唐無稽かもしれないんですけども、先ほど、他の委員がおっしゃった「誰のためにやるんですか」というのがすごく大事な観点だと思って伺っておりまして、確かに私も今、在留外国人のことですごく取組をしているので、在留外国人、また、これから来る外国人のためにいろんなものを整備しなきゃいけない、本当に重要だと思うんです。ただ、その彼らのために税金を全部投入していくだけでは、国の税金は足りないだろうなというのは正直、思っています、この翻訳プロジェクトを通じて、お金が回る方法がないだろうかというのを考えたことでありまして、先ほどから、企業というのは、こういった法令が外国語化されることってというのは、大変メリットがあるわけです。でも、AIが今まだ、発展途上でありますので、AIで翻訳をしていっても最後、必ず人が見ないと、また、文化とかそういった背景もあるので、必ず最後は人が必要だと考えている、ハイブリット型だと思うんですね。そうすると2つあって、1つは、翻訳士、法律翻訳士みたいな資格をもし作れるのであれば、そういうものを作って、そういうアソシエーションを作って、そこに、それを使って稼げる企業はメンバーフィーを払います。同時に、その企業が法律翻訳士という資格を発行したときに、その資格を取った人は、年会費を払います。これだけでも、そのアソシエーションが運営されるためのある程度のお金は入ってくるし、翻訳のためのコストもある程度出てくる、そういったお金ができたときに、税金をもっと必要な外国人の在留の方々のために使うというようなことも考えられるし、そのアソシエーションのところで、ある程度の余剰資金を外国人たちの生活支援のためにも使っていく

みたいなお金の配分の仕方っていうのもあるのかなというふうに思ったりするわけです。そういう意味で、ビジョンなのでそのくらいのことまで一度考えてみてはいかがでしょうか、というのが1つアイデアでございます。

もう1つは、AIを使って、そして人が最後チェックしていくというときに、GoogleさんもすばらしいAIをお持ちだし、日本にもグレーステクノロジーさんといって、日本のいろんな企業の機械の取扱説明書みたいなものを翻訳して、世界に発信してらっしゃる会社さんがあって、これはやはり、AIプラス人間というのをやってらっしゃいます。なので、そこの人間の部分、そこはまさに翻訳士のトレーニングプログラムみたいのをもちなので、そういう翻訳士協会みたいなものを、もし作るとするならば、GoogleさんのAIとグレーステクノロジーさんの持っているそういう翻訳を専門的にする人たちの教育プログラムみたいなものも、ここで勉強させていただいて取り入れていくというのものではないかなというふうに思いました。

最後、GoogleさんのAIも素晴らしいんですけど、日本には総務省がNICT(情報通信研究機構)において、翻訳技術の開発と実装を進めているので、そういうものも、せっかくなんで日本のものも取り入れていくというのも考えてみられたらいかがでしょうか。以上です。

**座長** ありがとうございます。私も、誰のために日本法令の翻訳をしているのかは大変重要な問題だと思っています。このプロジェクトが始まったときもこの問題を議論しました。結局、各省庁がそれぞれの所管の法律の英訳に対するニーズを最も良く知っているのではないかというような結論になりました。そこでまずは各省庁が自分の所管法令についてニーズの高いものを翻訳してくださいということになりました。ただ、今の御意見を踏まえて我々ももう一度考える必要があると思いました。

それから、確かに日本企業と取引をするビジネス・パーソンとか日本で働く外国人という特定の利用者っていうのもあるのですが、もう少し大きな日本の法文化の発信のためのインフラ整備ということも目的の一つになります。具体的な例でいえば、今のゴーンさんの事件で、日本の刑事司法はアメリカとヨーロッパからたたかわれているわけです。「共産主義の中国の出来事か？ いや、資本主義の日本だ」などという見出しの報道がなされています。中国には失礼かもしれませぬ。これは、本当に日本の刑事司法制度をわかって言っていることなのか、それとも、わからないで上っ面だけ見て言っていることなのか、よくわからない。もっと日本の司法制度全体の情報量、発信情報量を多くして、外国のメディアが日本の司法制度を正しく理解するようにすることが必要なのではないか。私、昔、商社にいました。契約交渉をして準拠法の交渉をするときに一番困ったのが、日本法なんてよくわからない、見たことがない、だから準拠法として日本法を使ったり、日本の裁判所や仲裁を使うことはできない、という主張をしてくる企業が多かったことです。比較法の大家が書いた比較法原論という本の中では、日本法をヨーロッパの大陸法系としてではなく、東洋法に分類していました。そういう参考書をヨーロッパの人が見たら、日本法を浮世絵や有田焼を見るように見てしまうでしょう。もし日本の法律がヨーロッパ大陸法系に属して、司法制度も判例も学説も整っているということがわかれば、日本法が準拠法だし、日本の裁判所を管轄裁判所にするということについてもそんな抵抗はなかったのかもしれぬですね。

そういうこともあって、日本の法文化の発信という点、受益者が非常に漠然として来ますが、もう一度、誰のために翻訳しているのかについては、考えてみる必要があると思いました。

**委員** もう一点よろしいのですが。先ほど、もうすでに議論を混乱させてしまってお詫び申し上げますけど、さらに混乱させますとね、このプロジェクト自体、基本的に翻訳というテーマでやっているのであれば、今おっしゃった概要を示したり、概要を示して大きな流れみたいなものを知りたいんだというニーズがあることは事実だと思うんですけど、それはもう翻訳ではないでしょう。むしろそれは広報でしょ、広報なんですよ。新しい法律を作って、それを各省庁がどうやって対外的に説明するか、それが日本語で説明できたら、その内容を英語にするという意味でそれは広報の世界です。これと翻訳をごっちゃにして議論をすると、おそらくまた更に混乱すると思います。

それから、今おっしゃった日本法律文化の発信、私も法学部出身だから分からないわけではないですが、しかし、それもやはり広報ですよ。翻訳と広報を区別しないと、議論は必ず混乱します。

ですから、やはり我々は何のために誰のために翻訳をするのかということに絞って考えていくか、それとも、より対象を広げて広報的なものまで含めて考えるのか、議論する必要があります。もし後者となればそれはもう、司法法制部の世界を超えるかもしれない。広報の世界になるかもしれません。

**委員** 次回は、「考えられる論点」の1を取り上げることになっているそうですけれども、そこで「我が国の法令や法制度は、国内外で容易に理解されるか」というテーマを取り上げることになっていますけれども、そもそも、その翻訳でわかりにくくしているのは、翻訳の問題というよりも、元々の日本語の法令が非常にわかりにくいものが多いからであるように思います。私が翻訳して特に困ったのは、「なんとかかんとかを準用する」で、また、そのまま準用する場合もあれば、いくつかのことばを置き換えて準用する場合もあります。例えば、「取締役を監査役に置き換えて」、他の条文を準用するなどというものです。それは英語への翻訳で *mutatis mutandis* というラテン語をずっと使ってきました。アメリカ人の場合、法律を学んだ人でも、そのラテン語を見たことのない人が多いはずですが。しかし、日本の法令を読んでいるうちに、なるほどそういう意味だということが分かります。しかし、次の問題は準用される条文を探し出して、置き換えとなっている言葉を置き換えたりする作業です。これは、翻訳の問題ではなくて、その元々の法令がわかりにくいということの例です。これはおそらくこの会議の管轄外だと思いますが、そのわかりやすさを考えれば、そこまでも考えないといけないのではないかと思います。

もう一点、この辞書は非常に重要であるなと思います。私が理想としている辞書は、田中英夫先生が起した英米法辞典ですが、その英米法辞典は、対訳集だけではなく、主要な言葉の意味合いについて詳しく説明してあります。例えば、イギリスにおいてこのように使われる、アメリカにおいてこのように使われる、あるいは歴史的に見て、なぜこういう言葉が重要になってきたなどという説明もついていますので、非常に貴重なものです。それを作成するのは大変な作業でしたけれども、まさに日本法を外国人が理解するためには、そのような辞書があれば、非常に貴重な物になるだろうと私は思ってい

ます。

**座長** ありがとうございます。どうぞ。

**委員** 私の理解としてはですね、今回、翻訳は非常に重要なテーマだと思うんですが、やはり国際的な発信の大きい目的は日本への投資の呼び込み、人材の呼び込みであり、先ほど、柏木先生がおっしゃった、例えば契約による準拠法や紛争解決を日本に呼び込むこと。あと更に加えて、極めて一般的な地球の上での日本の評価を高めることはいろんなところで中長期的にも効いてくるという意味でやっているということ。だとすれば、翻訳は、ある意味技術的な問題として、正確で品質の高いものを粛々と進めると、こういうことに尽きるんだろうなと、そのときの優先順位というのはいろいろ考え方がありますが、私がお先ほど言ったようなところも考慮していただければと思います。

ほかに、やはり日本の優れたところは何か。法令そのものは先ほど他の委員がおっしゃったように、日本の法令体系というものはですね、スタンダードとして世界でこんなによくできていてわかりやすいというものでもないですね。極めて専門家の解釈・訓練が必要なものだと思っています。で、逆に何を売り込めるかということ、日本の場合は運用、裁判の高品質、あと役所の方の極めて法令遵守のマインドが高いこと、rule of lawがやはり相対的に極めて徹底している。いろんな制度に関わる人が、私がお今まで世界でいろんな経験をした中で言うと、非常に不偏不党を重んじている、結果、汚職も極めて少ないと。こういうところが、日本の極めて優れた点だと、ですから、そういうところをやはり発信していくべきだと思います。これがまた広報ということであれば、広報ではないかということです。

と、もう一つはですね、例えば、この六法全書を見て、J I Sの規格違反は法令違反ですか、昨年、非常にいろいろなメーカーが問題になりましたが、この質問に対し、六法全書を読める人は、日本人なら大体読めますが。じゃ、その結論を出せますかということ、まず無理だと思います。その結論は、やはり、法律の訓練を受けた人が、初めてこれを紐解いて行って、ほかとの体系との関係が全部整理できた人でしかわからない。こういうことだと思いますので、やはり、日本法令に精通した海外の法曹家・弁護士を育成するというのも極めて重要であって、そういうことができないと、なかなか日本の良さというのわからない。そういうことが、究極の今の目的である、日本への投資、人材の呼び込みにもつながるのではないかと思います。

**座長** ありがとうございます。どうぞ。

**委員** 法律そのものの正確な訳ということも、とても大事かもしれないんですが、実は、我が国は、運用の面が独特なところがあると思うのです。忖度があったり、以心伝心があったりですね。そうすると、法律をそのまま直訳したからそれで事足りるかということ、実は現実とは違ったりなんかするところがある、外から見てわかりにくいところなのではないかと思っています。そうするとむしろ、様々な事例を積み重ねて行って、先にゴーンさんの話も出ましたけれども、こういう場合は何が悪くて、どこに抵触するのかというような事例を英語でね、発信して積み重ねて行って、先ほどのGoogleさんじゃないですけど、学んでもらうという方が、実は有効な場面もあるかもしれません。つまり、運用も含めて法というものを考えた場合に、単に条文を訳せばいいかということ、それでは終わらない部分というのがないように感じます。その部分を、どう補っていく



のかというのが1つ大きなテーマではないかと思います。他の委員もおっしゃったように、私も誰のためにやるのかというのが、一番大事なところだと思いますが、それを考えた際にも、今申し上げた部分というものは是非考慮していただければと思います。

**座長** ありがとうございます。他に御意見ございませんか。どうぞ。

**委員** 確かに翻訳だけではすまないと思いますね。いろいろな概念がずれているし、変わっているところなので、やっぱり、日本の法律の概念をわかるように、そういう勉強できるような基盤を作らなければならないということなので、やっぱり、日本の法律のすばらしさとか、不正を防ぐとかをアピールしなければならないということなので、信頼性を国際的にちゃんと支えないとダメなところなので、やっぱり勉強できるように、翻訳も必要なんですけれども、それに加えて、運用、慣習のこともとても大事ですね。事例もとても大事だということなので、全世界になるべく発信されるようにということを考えなければならないところなので、まずは、誰が投資するか、誰が日本に来るかということターゲットとして、プライオリティとして、優先順位付けをすればいいんじゃないかと思います。

**座長** ありがとうございます。今日は貴重な意見、辛口な意見も含めてたくさんいただきました。今日いただいたご意見をベースに阿部座長を中心に推進会議で、法令翻訳がこれからどういう方向に進むべきかということを考えていく必要があるのではないかと、思いました。今日は、非常に貴重な御意見をお伺いいたしました。

**委員** 忘れないうち、もう一点だけいいですか。これは、私の知り合いが指摘してくれたことですが、法務省の法令翻訳のウェブサイトでは「Key Word In Context」(KWIC)、が非常に重要であるということの指摘です。同じ言葉は、ほかの法令や条文でどのように使われているかというのは、これを使えばわかる訳です。使うと、いろんな法令が出てきます。そうしますと、なるほど、この言葉はこのコンテキストではこのような意味であるということもわかります。あるいは、これからAI関係でも、絶対に活用されるだろうと思いますけれども、AI関係ではなくても、知っている人はすでにこれを使っていて、なるほど、このように意味が違ってくるなどということがわかる訳で、すでにできています。中には「KWIC」を、削除したりする例もあるそうですけれども、これはぜひ維持してほしいと思います。

**座長** ありがとうございます。JLTには文脈検索という、これは大変便利なものがあります。御意見ありがとうございました。

時間も押し迫ってまいりましたので、あと2回の会議を含めまして、何とか議論を取りまとめたいと思います。今後も御協力よろしく願いいたします。

最後に、事務局から次回の予定について、お知らせいたします。

**司法法制部長** 本日はどうもありがとうございました。次回でございますけれども、2月5日火曜日、午前10時から午後零時まででございます。場所は、法務省20階会議室で開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

**座長** ありがとうございます。それでは本日はこれをもって閉会としたいと思います、御協力、ありがとうございました。

以上